

第1章

教育政策の総合的推進と
生涯学習社会の実現

総論

文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会は、中央省庁等改革の一環として平成13年1月に設置され、教育の振興に関する重要事項の審議や、答申等が行われています。また、25年1月に開催が決定された教育再生実行会議では、これまでに十二次にわたる提言が出され、これを踏まえ、文科省では様々な取組を行ってきました。また、同会議の廃止に伴い、令和3年12月に開催が決定された教育未来創造会議においては、4年5月に「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提

言）」、5年4月に「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」が取りまとめられました。政府として、提言の着実な実行に向け、引き続き取組を進めていきます。

さらに、文部科学省はこれらの議論等を踏まえるとともに、教育基本法の理念の下、「教育振興基本計画」に基づき、教育政策を推進しています。

加えて、国立の研究機関である国立教育政策研究所においては、教育政策に関する総合的な研究が進められています。

第1節 教育政策をめぐる動き

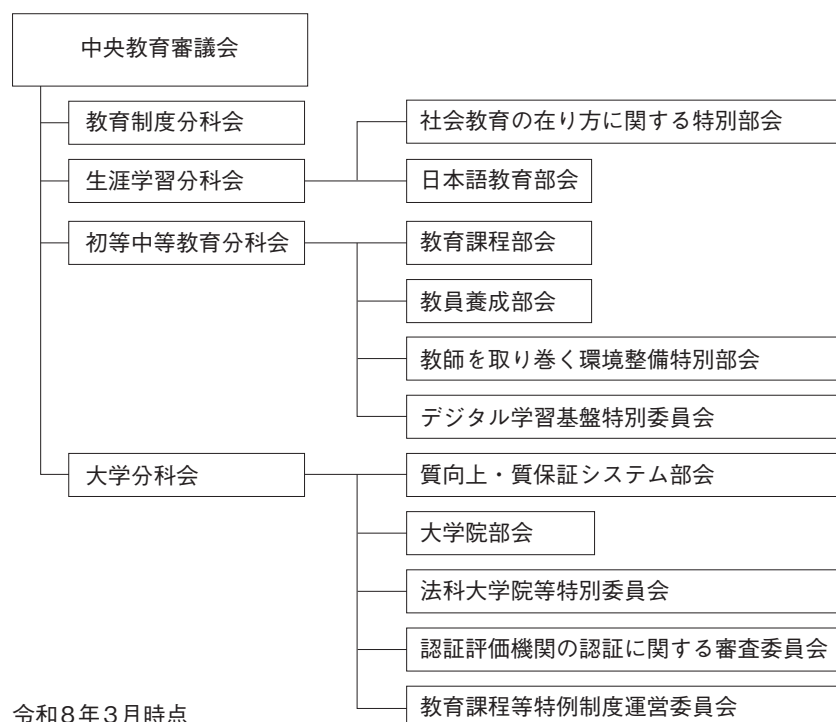
1 中央教育審議会

中央教育審議会は、中央省庁等改革の一環として、従来の中央教育審議会を母体としつつ、生涯学習審議会、理科教育及び産業教育審議会、教育課程審議会、教育職員養成

審議会、大学審議会、保健体育審議会の機能を整理・統合して、平成13年1月に設置されました。文部科学大臣の諮問に応じ、教育の振興、生涯学習の推進等に関する重要事項を調査審議する機関であり、教育政策の推進に当たって重要な役割を果たしています（図表2-1-1）。

図表2-1-1

中央教育審議会機構図



令和8年3月時点

(1) 第13期中央教育審議会

令和7年3月10日、第13期中央教育審議会委員が任命され、新しい審議体制が発足しました。第13期中央教育審議会では議論されている主な諮問事項は以下のとおりです。

①地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について^{*1}

令和6年6月に開催された中央教育審議会総会（以下「総会」という。）において、「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」諮問を行いました。以下の三点を主な内容として、現在、中央教育審議会において専門的な検討が進められています。

- (ア) 社会教育人材を中核とした社会教育の振興方策
- (イ) 社会教育活動の推進方策
- (ウ) 国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

②初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について^{*2}

令和6年12月に開催された総会において、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問を行いました。以下の四点を主な内容として、現在、中央教育

審議会において専門的な検討が進められています。

- (ア) 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方
- (イ) 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方
- (ウ) 各教科等やその目標・内容の在り方
- (エ) 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策

③多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について^{*3}

令和6年12月に開催された総会において、「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」諮問を行いました。以下の三点を主な内容として、現在、中央教育審議会において専門的な検討が進められています。

- (ア) 社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方
- (イ) 教師の質を維持・向上させるための採用・研修の在り方
- (ウ) 多様な専門性や背景を有する社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方

第2節 教育振興基本計画に基づく教育施策の推進

「教育振興基本計画」は、教育基本法に基づき策定される政府の教育に関する総合的な計画です。令和4年2月の諮問を受け、教育振興基本計画部会を設置して審議が行われ、5年3月8日に「次期教育振興基本計画について（答申）」が取りまとめられました。同年6月16日には、「第4期教育振興基本計画」（以下「第4期計画」という。）が閣議決定されました（図表2-1-2）。

1 我が国における今後の教育政策の方向性

第4期計画では、まず我が国の教育をめぐる現状・課題・展望において教育基本法に規定する教育の目的や目標を教育の普遍的な使命として掲げるとともに、「第3期教育振興基本計画」期間中の取組の成果と課題、社会の現状や変化への対応と今後の展望を述べています。その上で、計画のコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の二つを掲げ、その下に五つの基本的な方針として「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出

す共生社会の実現に向けた教育の推進」、「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」、「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」、「計画の実効性確保のための基盤整備・対話」を示しています。

2 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

今後5年間の教育政策の目標と基本施策では、上述した五つの基本的な方針に沿って、令和5年度から9年度までの5年間における教育政策の16の目標、基本施策、指標を示しています。

また、地方公共団体においては、各地域の実情を踏まえ、特色のある目標や施策を設定し、取組を進めていくことの重要性についても述べています。

文部科学省としては、第4期計画の解説動画の公開やリーフレットの作成・発信等の広報活動を実施し、地方公共団体における計画の策定や実行に向けた取組を支援する等、本計画の実効性の確保に努めるとともに、本計画を踏まえて引き続き教育政策を推進していきます（図表2-1-3）。

*1 参照：第2部第1章第6節

*2 参照：第2部第2章第1節

*3 参照：第2部第2章第13節

図表2-1-2 「第4期教育振興基本計画」の概要

第4期教育振興基本計画【概要】（令和5年度～9年度）

令和5年6月16日 閣議決定

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）
▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

【社会の現状や変化】
・新型コロナウイルス感染症の拡大
・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
・少子化・人口減少や高齢化
・グローバル化・地球規模課題
・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
・共生社会・社会的包摂
・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

第3期計画期間中の課題

（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
不登校・いじめ重大事態等の増加
学校の長時間勤務や教師不足
地域教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
博士課程進学率の低下 等

計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信
※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
リカレント教育を通じた高度人材育成

② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上
人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進
GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進
教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進
デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保
NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保
各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

図表2-1-3 「第4期教育振興基本計画」周知広報

教育振興基本計画に関する周知・広報の取組

▶ ポイント解説動画



▶ リーフレット



高校から大学・大学院等を通した 一体的な人材育成システム改革

2026年11月に高市内閣における成長戦略を検討するため、日本成長戦略本部が設置され、17の戦略分野と8つの横断的課題に係るWGや分科会が設けられました。そのうち「人材育成分科会」は、松本文部科学大臣が分科会長として取りまとめ担当となり、我が国の強い経済の基盤となる人材の育成に向けた方策について検討がなされました。関係省庁も参画するとともに、テーマに応じた有識者を招いて議論を重ね、「高校から大学・大学院等を通した人材育成システム改革ビジョン」として2026年4月28日に取りまとめを行いました。以下では、具体的にビジョンの内容を紹介します。

現状の日本社会の課題として、人口減少やAXの進展の中、不確実で非連続な変化が起こり得る未来に対応できる人材の育成が求められています。社会構造・産業構造の変化に伴う人材需要の変化が見込まれており、経済産業省が公表した2040年の就業構造推計によると、理工・デジタル系人材や現場人材の不足が生じる可能性が指摘されています。一方で、文理が分断され理系が少ない現在の学びの構造のままでは、将来の人材需要とのミスマッチが生じる懸念があります。また、人口減少と進学時の大都市圏への流出により、地方では地域の医療・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な人材が不足することが懸念され、地域ごとの人材需給ギャップの状況等も踏まえながら地域を支える人材を確保していくことが必要です。さらに、17の戦略分野においても人材育成の課題が示されており、それらに共通するものとして、「各産業を支える理工・デジタル系人材、現場人材の不足」、「高度化する技術や新しい知識・技能への対応」、「新しい価値を生み出すイノベーション人材、技術とビジネスを繋ぐ人材、専門知識だけではなく経営判断力も併せ持つ人材の不足」が挙げられます。

また、以上のような17の戦略分野の課題やAX時代における人材需要の構造的変化も踏まえながらも、一人一人の意思に基づき能力やスキルを最大限伸ばし、予測困難な時代においても変化を構想する、また変化に対応できる人材を育成することが重要です。このような認識の下、教育機関と産業界が協働しつつ、「イノベーション」を興すことのできる人材や「現場」を支える人材を育成する必要があります。そこで、高校から大学・大学院等を通した人材育成システム改革を一体的に行っていくこととしました。具体的な方策は以下の通りです。

まず、AX時代における産業基盤を支える人材育成に向けた高校、高等教育の一体的改革として、

○高校教育改革については、令和8年2月に公表した高校教育改革のグランドデザインに基づき、普通科改革や専門高校の機能強化等を進めるとともに、「高校教育改革交付金（仮称）」等、高校教育改革を進めるための新たな財政支援の仕組みの構築に取り組みます。

○この高校教育改革と連動した高等教育改革としては、社会・地域のニーズを踏まえつつ理工・デジタル系人材育成の強化や大学の規模適正化を図りながら、教育の質の向上を行います。大都市の私立大学も含めた成長分野への学部再編や、人文・社会科学系学部のダウンサイジングによるST比の改善・理数分野併修に取り組みます。また、知事と学長、産業界等が連携した、地域の医療・福祉、産業、インフラ等を支える人材育成に取り組みます。

○高度化する技術や新しい知識への対応として、大学等における成長分野のリ・スキリングプログラムの開発、専門学校等の教育の質向上に取り組みます。

次に、成長分野を牽引する人材育成として、

○17の戦略分野を中心とした、産業競争力強化に貢献する新たな研究大学群の形成や、17の戦略分野に対応した大学や国立研究開発法人のプラットフォーム機能の強化に取り組みます。

○マンガ・アニメ・ゲーム等のコンテンツ分野の人材育成、我が国のコンテンツの多様性を生み出す歴史や伝統、地域性等に根差した舞台芸術や美術等の分野における裾野の拡大に取り組みます。

そして、これらの改革を強力に推進するための基盤整備として、

○次期学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びの実装をはじめ、質の高い教師の養成・確保・徹底した伴走支援、情報活用能力の抜本的な向上に向けた取組、創造的な学習環境・教材・研究施設・設備の計画的な整備といった、AX時代に向けた環境整備に取り組みます。

○「AI for Science」の推進と、それを支える研究インフラの構築に取り組みます。

○運動、スポーツを活用した、労働の生産性を向上させるための「健康インフラ」の構築等に取り組みます。

高校から大学・大学院等を通じた人材育成システム改革ビジョン（概要） 令和8年4月28日

1. 現状と課題

- AX時代の産業構造の変化に伴い、人材需要も大きく変化する中、文理が分断され理系が少ない現在の学びの構造のままでは、理工・デジタル系人材や現場人材の不足等、ミスマッチが生じる懸念。
- 人口減少と大都市圏への流出により、地方では地域の医療・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な人材が不足する懸念。
- 17の戦略分野における人材課題（理工・デジタル系人材や現場人材不足、高度化する技術等への対応、イノベーション人材、技術とビジネスを繋ぐ人材や経営判断力を併せ持つ人材の不足など）も踏まえ、戦略的な育成が必要。

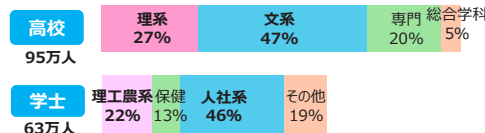
■職種別の過不足（2040年）

専門的技術的職業	-181万人
うちAI・ロボット等の活用を担う人材	-339万人
事務	437万人
現場人材	-260万人
うち生産工程従事者	-206万人

■学歴別の過不足（2040年）

大卒・院卒 理系	需要：899万人 供給：775万人	124万人
大学・院卒 文系	需要：1,549万人 供給：1,625万人	76万人
高卒 (工業科)	需要：538万人 供給：448万人	91万人

■高校・大学における履修分野の偏り（2024年）

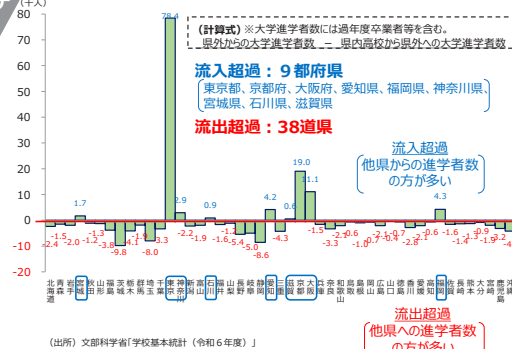


■地域別の職種過不足（2040年）



ミスマッチ

■大学進学時の都道府県別流入・流出者（2024年）



2. 改革の方向性

戦略17分野の課題やAX時代における人材需要の構造的変化なども踏まえ、一人一人の意思に基づき能力やスキルを最大限伸ばし、予測困難な時代においても変化を構想し、また、機動的に対応できる人材を育成することが重要という認識の下、教育機関が産業界とも協働しつつ「イノベーション」を興すことのできる人材や「現場」を支える人材を戦略的に育成

➡ 高校から大学・大学院等を通じた人材育成システム改革

3. 具体的な方策

（1）AX時代における産業基盤を支える人材育成に向けた高校教育と高等教育の一体的改革

① 社会の変化に応じた高校教育改革

- 「N-E.X.T.ハイスchool構想」を踏まえた各都道府県における高校教育改革実行計画の策定
- 高校教育改革のための基金を都道府県に造成し、パイロットケースとして先導的な学びのあり方を構築する高校を支援
- 安定財源を確保した上で、実行計画を実現するための「高校教育改革交付金（仮称）」等の新たな財政支援の仕組みの構築
（高等学校教育改革促進基金の執行状況等を踏まえ令和9年度予算の編成過程で検討）
- ・ 普通科改革を通じた文理双方の素養を有する人材等の育成
- ・ 専門高校の機能強化・高度化を通じたアドバンス・エッセンシャルワーカーの育成
- ・ 地理的アクセス・多様な学びの確保の実現

② 高校教育改革と連動した高等教育改革

- 理工・デジタル系人材育成の強化
（私学助成の着実な確保と重点支援を含む）
- 人文・社会科学系学部の入学定員ダウンサイジングによるST比改善や理数分野併修を通じた教育の質の向上
- 海外留学や地域探究など、国内外の多様性の中で価値を創造する人材育成プログラムの強化
- 知事と学長等の産官学連携による地域の医療・福祉、産業、インフラを支える人材の育成、高等教育のアクセスの確保方を協議・実行
- 公立高専の設置促進
（国立高専運営費交付金の着実な確保を含む）

③ 高度化する技術や新知識等へ対応や地域を支える実践的職業人材の育成

- 17の戦略分野など成長分野のニーズに対応したリ・スキリング推進
大学等における社会人のための教育プログラムの開発、全学的な体制整備と収益化の推進等
- 産業構造変化を見据えたスキル体系・標準の整備、学習歴のデジタル化・可視化の基盤構築等
- 専門学校の教育の質向上
地域人材育成に向けた教育の質向上、遠隔授業等柔軟な制度運用に関する制度改正等
- 「地域人材育成構想会議」等の活用
教育機関と産業界との連携推進及び具体的な連携事例の創出
- 新しい産学連携の形として産学が協力して設置・運営し学位の授与を行う「契約学科」の推進等

(2)「成長分野」を牽引する科学技術人材・クリエイティブ人材の育成

① 新技術の研究及び社会実装を担う科学技術人材育成のための施策の強化

- 産学での研究開発を通じ**研究者・技術者の育成**、若手研究者を中心とした**新興・融合研究の促進**、**博士課程学生・高度専門人材の処遇向上・活躍促進**、**小中高での優れた科学技術人材の育成**、**研究者の海外派遣や国際共同研究の加速**等
- 基盤的経費と多様な競争的研究費の充実・強化（**国立大学法人運営費交付金と科研費の大幅拡充を含む**）、**共創拠点の強化** 等

② 産業イノベーションをけん引する研究大学群や国立研究開発法人の機能強化

- 戦略17分野を中心とする産業競争力強化に貢献する、新技術立国の核となる**新たな大学群の形成**に向け、特定分野において特に高い研究力を有し高度な経営を行う大学を認定し、当該分野における研究開発及び社会実装（研究環境の整備を含む）を中長期的に支援する新たな制度の創設を検討
- 17の戦略分野に対応した**大学や国立研究開発法人のプラットフォーム機能の強化**
（例：企業や大学等に対する研究施設・設備、専門人材の知見、セキュアな環境を担保したオフキャンパス機能等の提供、人材育成・流動機能の強化）

③ コンテンツの振興を担う人材の育成や裾野拡大

- マンガ・アニメ・ゲーム等の**コンテンツ分野の人材育成**
- 我が国のコンテンツの多様性を生み出す歴史や伝統、地域性等に根差した舞台芸術や美術等の分野における人材育成や裾野拡大
- 観光や教育等の他分野と連携し文化芸術による地域活性化を担う人材の育成、文化芸術に関する教育の充実

(3)「人材力」の基盤となる環境整備

- 固定的なキャリア観の刷新**や**アンコンシャスバイアスの払拭**に向けたキャリア教育の推進、女子中高生の理系進路選択支援の強化等
- 次期学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びの実装をはじめ、**AX時代に向けた環境整備**
（質の高い教師の養成・確保・徹底した伴走支援、**情報活用能力の抜本的な向上**に向けた取組、創造的な**学習環境・教材・研究施設・設備**の計画的な整備）
特定分野に特異な才能のある児童生徒の資質・能力を最大限伸ばす教育の充実に向けた相談支援体制の構築
- 「**AI for Science**」の推進と、それを支える研究インフラの構築
- 運動・スポーツを活用した**健康インフラの構築**（運動・スポーツ推進企業に対する支援、関連ビジネス市場の拡大を含めた企業向け運動・スポーツ関連サービスの強化、地域の運動・スポーツ資源の開放による身近な運動・スポーツの場や機会の拡大及び生涯スポーツにつなげるための子供の頃からの運動・スポーツ基盤の構築等）

3

第3節 教育施策の総合的推進のための調査研究

国立教育政策研究所は、教育政策に関する総合的な国立の研究機関として、幼児教育から初等中等教育、高等教育、生涯学習、文教施設までの教育行政全般にわたり、将来の政策形成のための先行的調査や既存の施策の検証等、教育改革の裏付けとなる基礎的な調査研究を進めています。また、国際的な共同研究の国内実施機関としての役割を担っているほか、文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査における調査問題や解説資料、報告書の作成、教育課程や生徒指導・進路指導に関する国内の教育関係者への情報提供等、幅広い活動を展開しています。

1 政策課題に対応した調査研究

教育に関する重要な政策課題に対応するため、外部の研究者や行政担当者等が幅広く参画するプロジェクト研究を行っています。研究期間はおおむね2から4年間です。

令和7年度は、「探究的な学びの充実に向けた教育課程の在り方に関する研究」、「日本の子供・教師のウェルビーイングを高める学校革新に関する研究」の二つの研究を開始しました（図表2-1-4）。

図表2-1-4 令和7年度プロジェクト研究一覧

研究課題名	研究期間	研究代表者
「データ駆動型教育」の課題と実現可能性に関する調査研究	令和5年度～令和7年度	初等中等教育研究部長
「全国学生調査」の効果的な活用方法に関する調査研究	令和5年度～令和7年度	高等教育研究部長
幼小接続期における教育の質の基盤形成に関する研究	令和5年度～令和7年度	幼児教育研究センター副センター長
老朽化した学校施設の計画的かつ効率的な再生・活用に関する調査研究	令和5年度～令和7年度	文教施設研究センター長
個に応じた学習指導のための教育データ利活用の基盤形成に関する調査研究	令和6年度～令和8年度	教育データサイエンスセンター長
不登校・いじめ等の生徒指導上の諸課題と学校風土等との関連及び効果的な取組等に関する調査研究—地域との中・長期的な連携を生かして—	令和6年度～令和9年度	生徒指導・進路指導研究センター副センター長
日本の子供・教師のウェルビーイングを高める学校革新に関する教育	令和7年度～令和9年度	教育政策・評価研究部長
探究的な学びの充実に向けた教育課程の在り方に関する研究	令和7年度～令和9年度	教育課程研究センター長

また、「個に応じた学習指導のための教育データ利活用の基盤形成に関する調査」や「不登校・いじめ等の生徒指導上の諸課題と学校風土等との関連及び効果的な取組等に関する調査研究」等の六つの研究を引き続き行い、そのうち令和8年3月に研究期間が終了した「『データ駆動型教育』の課題と実現可能性に関する調査研究」、「幼小接続期における教育の質の基盤形成に関する研究」、「老朽化した学校施設の計画的かつ効率的な再生・活用に関する調査研究」、「『全国学生調査』の効果的な活用方法に関する調査研究」の四つの研究について報告書を作成しました。

2 専門的事項に関する調査研究及び教育活動支援

令和7年度は、児童生徒の学力や学習状況を把握するための「全国学力・学習状況調査」*4における教科に関する調査の問題を作成しました。7年度の調査では、中学校理科をCBT（コンピュータ使用型調査）にて実施し、動画の活用などCBT特有の新たな問題や解答形式を導入しました。また、調査結果の分析を行い、教育委員会、学校等の指導の改善・充実に資するよう、問題ごとに出題の趣旨、学習指導要領における内容、評価の観点、解答類型等を記述した「解説資料」*5と、設問ごとの分析結果や課題、指導の改善・充実に図る際のポイント及び授業アイディア例を一体的に示した「報告書」*6を作成しました。さらに、教育委員会等を対象としたオンライン形式による説明会を開催するとともに、教育委員会が主催する研修会等において、学力調査官等による指導・助言を行いました。

また、学習指導要領の実施状況を把握し、次期改訂に必要な資料を得るため、令和4年度から6年度にかけて学習指導要領実施状況調査を実施しました。7年度には小学校調査の報告書を公表するとともに、中学校調査の結果のポイントについて中央教育審議会における各教科等の審議の参考資料として提出しました。さらに、教育課程実践検証協力校事業において、学習指導上の様々な実践を客観的に検証すること等により、教育課程の基準の改善充実に必要となる情報の収集等を行っています。

加えて、いじめや不登校、キャリア教育、幼児教育、社会教育、学校施設に関する調査研究を踏まえ、各種の指導

資料や参考資料を作成し配布するほか、各種の研修事業等を実施しています。

教育データサイエンスセンターでは、国の教育分野の調査データや研究成果・事例を集約する「公教育データ・プラットフォーム」を運用しています。令和7年度には、日本の教育に関するデータをグラフやチャートなどで可視化したコーナー「データで見る日本の教育」の開設や、自治体担当者を対象とした「教育データ活用講座」へのコンテンツ追加などを行いました。

3 国際共同研究等

国立教育政策研究所は、経済協力開発機構（OECD）が実施する「生徒の学習到達度調査（PISA：ピザ）」、「国際成人力調査（PIAAC：ピアック）」、「国際教員指導環境調査（TALIS：タリス）」、「国際幼児教育・保育従事者調査（TALIS Starting Strong：タリス スターティング ストロング）」のほか、国際教育到達度評価学会（IEA）が実施する「国際数学・理科教育動向調査（TIMSS：ティムズ）」等の国際的な比較研究に日本代表機関として参画し、これらの問題や質問票の作成、調査の実施、結果の分析等を担当しています。

2025（令和7）年度は、PISAの本調査とTIMSSの予備調査を実施するとともに、TALIS及びTALIS Starting Strongの結果を公表しました（図表2-1-5）。TALIS2024では、日本の小中学校の常勤教員の仕事時間は、参加国・地域中最も長いものの、前回（2018（平成30）年）と比べて課外活動・事務業務の減少等により改善しました。また、ICT資源の不足感は大幅に改善し、ICT活用ができていると感じる教員の割合も増加しました。TALIS Starting Strong2024では、日本の保育者（幼稚園教諭・保育士等）の仕事時間は、参加国・地域中最も長いものの、前回（2018（平成30）年）と比べて減少しました。また、日本では、他の参加国・地域と比べ、園長・所長の資質能力の向上に係る取組を行っている割合が比較的高く、園長・所長、保育者共に、研修等として他園の見学に参加する割合が参加国・地域中最も高い結果となりました。

*4 参照：第2部第2章第1節

*5 参照：<https://www.nier.go.jp/25chousa/25chousa.html>

*6 参照：<https://www.nier.go.jp/25chousakekkahoukoku/>

図表2-1-5 主な国際共同研究のスケジュール

主な国際共同研究のスケジュール(予定)

	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
OECD/PISA (生徒の学習到達度調査)	PISA2025 予備調査 (6月～7月)	PISA2025 本調査 (6月～8月)	PISA2025 結果公表	PISA2029 調査計画・ 翻訳作業	PISA2029 予備調査	PISA2029 本調査
OECD/PIAAC (国際成人力調査)	PIAAC2022 結果公表 (12月)	PIAAC2022 二次分析・ 国内調査報告書作成	PIAAC2022 二次分析	PIAAC2022 二次分析	PIAAC2022 二次分析	PIAAC2022 二次分析
			PIAAC 第3サイクル検討	PIAAC 第3サイクル検討	PIAAC 第3サイクル検討	PIAAC (予備調査準備)
OECD/TALIS (国際教員指導環境調査) 〈Core: 小・中学校段階〉	TALIS2024 データ処理	TALIS2024 結果公表 (10月)	TALIS2024 二次分析・ 国内調査報告書 作成	TALIS2030 調査計画	TALIS2030 予備調査	TALIS2030 本調査
OECD/TALIS Starting Strong (国際幼児教育・保育従事者調査) 〈幼稚園・保育所・認定こども園〉	TALIS Starting Strong 2024 本調査 (7月)	TALIS Starting Strong 2024 結果公表 (12月)	TALIS Starting Strong 2024 二次分析・ 国内調査報告書 作成	TALIS Starting Strong 2030 調査計画・ パイロット調査	TALIS Starting Strong 2030 予備調査	TALIS Starting Strong 2030 本調査準備
IEA/TIMSS (国際数学・理科 教育動向調査)	TIMSS2023 結果公表(12月)				TIMSS2031 調査計画	TIMSS2031 標本抽出・予備調査
	TIMSS2027 調査計画	TIMSS2027 標本抽出・予備調査 (R8年2～3月)	TIMSS2027 本調査 (R9年2～3月)	TIMSS2027 採点・データ処理	TIMSS2027 結果公表	

4 研究活動等の成果の公開

国立教育政策研究所の研究・事業活動に関する報告書等は、国立教育政策研究所のウェブサイト^{*7}や同研究所の教育図書館等で広く公開しています。また、シンポジウムの開催や全国の教育研究所で構成される全国教育研究所連盟の大会等を通じて、教育関係者に対して幅広く研究活動等の成果の普及に努めています。

令和7年度は、「今、なぜ社会教育なのか」と題して様々な「コミュニティ形成」の現場を取り上げながら、真の「社会基盤形成」とは何か、そのためにはどのような社会教育の学びが必要なのかについて考え、社会教育の推進に資することを目的とした教育研究公開シンポジウムを開催しました。

また、諸外国における子供・教師のウェルビーイングに関する教育政策の背景や捉え方、取組、改善策等を把握し、そこから見えてきた論点を基に、今後の子供・教師のウェルビーイングを高める学校改革の在り方を議論する国

際シンポジウムを開催しました。

さらに、質の高い教育のためのデータ駆動型教育の進展に向けて、大学、とりわけ教員養成系大学における教育データサイエンスの教育の重要性に鑑み、米国の動向と日本の現状を整理し、先進的な大学の成果と課題、関係機関との連携を含めた今後の方向性を議論するシンポジウムを開催しました。

また、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等に向けて、新たな学びを支える環境整備も重要な課題となっていることから、日本と同様、学びの変革に対応した環境整備が進められているシンガポールとともに、最新の学校施設整備に関する動向や事例を共有し、今後の学校施設づくりについて考える機会とするため、文教施設研究講演会を開催しました。

^{*7} 参照：https://www.nier.go.jp

第4節 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援

将来の予測が困難な時代において、精神的な豊かさから幸福や生きがいを捉えるウェルビーイングを目指すとともに、産業構造の変化に対応して新たな知識や技能を身に付けることが必要であり、生涯学習、とりわけ社会人の学び直し（リカレント）の重要性は一層高まっています。文部科学省では、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進めています。

生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項については、中央教育審議会に生涯学習分科会を置いて審議を行っています。第13期中央教育審議会生涯学習分科会においては、リカレント教育の推進、社会教育人材の養成・活躍の在り方を中心に、生涯学習・社会教育の振興方策を具体化するための議論を行っています。また、生涯学習分科会の下に社会教育の在り方に関する特別部会、日本語教育部会を設け、地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策や我が国における外国人に対する日本語教育の推進について専門的な議論を行っています。

1 社会人の学びの推進

(1) 社会人の学び直し（リカレント教育）の充実

社会の変化が激しくなる今後の時代においては、学校を卒業し、社会人となった後も、大学等で更に学びを重ね、新たな知識や技能を身に付けることが必要です。また、出産や子育て等女性のライフステージに対応した活躍支援や、若者の活躍促進に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による産業構造の変化等に対応する観点からも、社会人の学び直し（リカレント教育^{*8}）の推進がより一層重要となっています。令和7年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」においては、地方の経営者を始めとする地域ニーズや最先端の知識・技能を中心とした企業ニーズを踏まえたり・スキニングプログラムの拡充が求められています。

一方、学ぶための時間がない、費用がかかる、社会人や企業のニーズに合った実践的なプログラムが少ない及び講座等の情報が得にくい等の理由から、大学等での社会人の学びが進まない状況が続いてきました。

このことを踏まえ、文部科学省では、大学・専門学校等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充や、リカレント教育を支える専門人材の育成に取り組んでいます。

具体的には、大学等が地域や産業界と連携・協働し、経営者を含む地域や産業界の人材育成ニーズを踏まえた教育プログラムの開発・提供及び、持続的にプログラムを提供するための産学官連携プラットフォームや産学協働体制の構築を支援する「リカレント教育エコシステム構築支援事業」や、デザイン思考・アート思考の養成、分野横断型の学修を経て、創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムの開発及び拠点の形成を行う「大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業」に取り組んでいます。また、放送大学における数理・データサイエンス・AI教育に関するコンテンツの制作、専修学校と企業・業界団体等との連携により、最新の知識・技能を習得することができるリカレント教育プログラムの作成に取り組む「専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育（リ・スキリング）推進事業」等の事業を実施しています。

さらに、社会人や企業等のニーズに応じた実践的かつ専門的なプログラムのうち優れた取組について文部科学大臣が認定する制度として、大学・短期大学が行う「職業実践力育成プログラム（BP）」（令和7年12月現在で496課程を認定）や専修学校が行う「キャリア形成促進プログラム」（8年2月現在で23課程を認定）の充実を図っています。

加えて、女性の学びとキャリア形成支援を総合的に支援する仕組みづくりや、リカレント教育の講座情報等を提供する総合的なポータルサイト（マナパス^{*9}）の機能拡充等により、社会人が学びやすい環境整備を行っています。

(2) 高等教育機関における社会人の学ぶ環境の整備

大学等において多様な学生を受け入れるため、令和元年8月に学校教育法施行規則等の一部改正を行い、単位累積加算制度の利用促進を目的とした履修証明プログラムに係る学修への単位授与や、正規の学位課程のうち体系的に開設された授業科目の学修に対する社会的評価の向上を目的とした学修証明書の交付が可能となりました。加えて、2年6月には、大学院におけるリカレント教育促進を目的とした入学前の既修得単位の認定の柔軟化等の制度改正を行ったほか、4年3月には大学院が開設する履修証明プログラムに係る学修においても単位授与が可能となりました。

^{*8} 第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理では、「リカレント教育」とは、元来はいつでも学び直しができるシステムという広い意味を持つものであり、キャリアチェンジを伴わずに現在の職務を遂行する上で求められる能力・スキルを追加的に身に付けること（アップスキリング）や、現在の職務の延長線上では身に付けることが困難な時代のニーズに即した能力・スキルを身に付けること（リ・スキリング）の双方を含むとともに、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しも含む広義の概念とされている。

^{*9} 参照：<https://manapass.jp/>

た。今後も、関係省庁と連携し、社会人の学びを推進していきます。

2 障害者の生涯を通じた学習の支援

障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を実現するためには、障害のある人が生涯にわたり自らの可能性を追求でき、地域の一員として豊かな人生を送ることができる環境を整えていくことが重要です。

文部科学省では「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」として、全国各地で障害者の生涯学習プログラムの開発等に関する実践研究や調査研究を行い、その研究成果の普及に努めています。令和7年度の実践研究事業では、①都道府県が中心となって域内の市区町村や大学、特別支援学校、社会福祉法人等が参画するコンソーシアムの形成を支援する事業や、②市区町村と民間団体等の多様な関係者が連携して障害者を包摂する生涯学習プログラムを開発する事業、③大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデルの構築を目指す事業を行いました。加えて、上記の各事業など、新たに障害者の生涯学習の取組の実施を検討する自治体等を支援するため、有識者等によるアドバイザー派遣等を実施しています。また、障害者の生涯学習の全国的な推進に向けて、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国18か所において開催し、障害者本人による学びの成果発表や学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を行いました。同年10月には、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けた啓発と

して、「特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所」との共催により、「超福祉の学校@SHIBUYA 2025」を開催しました。また、障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動に対してその功績をたたえる文部科学大臣表彰では、同年12月に表彰式と事例発表を行い、被表彰者51件を掲載した事例集を作成しました。

そのほか、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（通称：読書バリアフリー法）第7条の規定に基づき、障害当事者・図書館・出版関係団体等で構成された関係者協議会での議論を踏まえ、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）」が令和7年3月に策定され、同年度からは、当該協議会において、新たに設けた指標をもとに協議を行ったほか、視覚障害者等が利用しやすい書籍の効率的な製作に向けた実証調査を、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の3省合同で行いました。

3 専修学校教育の振興

専修学校は、昭和50年の学校教育法の改正において「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする教育施設であるとされ、制度が創設されました（図表2-1-6）。多様な分野において、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う中核的機関として、専門職業人を養成しており、令和7年5月現在で2,975校が設置され、62万1,626人の生徒が学んでいます。

図表 2-1-6 専門学校等の目的、課程及び主な要件

目 的	職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。（学校教育法第124条）		
要 件	修業年限1年以上、年間授業時数800単位時間以上、常時40人以上の在学生 等		
課 程	高等課程（高等専修学校） 入学資格：中学校卒以上	専門課程（専門学校） 入学資格：高校・高等専修学校（3年制）卒以上	一般課程 入学資格：限定なし（学歴不問）

専修学校は、入学資格の違いによって、高等学校卒業程度を入学資格とする「専門課程」（専門学校）、中学校卒業程度を入学資格とする「高等課程」（高等専修学校）、入学資格を問わない「一般課程」の三つの課程があります。

平成24年度からは単位制及び通信制の教育を可能とするとともに、26年度には企業等との連携によって実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を「職業実践専門課程」として認定（令和8年3月現在で1,144校3,289学科）する制度を創設しました。また、経済界や教育界からの要望等を踏まえ、5年度からは職業実践専門課程の認定学科のうち、在籍者中の外国人留学生の割合や

就職率等の一定の要件を満たす学科を「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」として認定（令和8年3月現在で255校681学科）する制度を創設しました。当該認定を受けた学科を修了・卒業後に国内で就職する留学生は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の決定の際、専攻科目と従事しようとする業務との関連性の判断が柔軟に行われることとされるとともに、そのうち高度専門士の称号を付与された者を在留資格「特定活動」の対象に加えられることとしました。

専修学校における教育費の負担軽減については、高等課程は、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の支給

対象とされています。また、専門課程は、令和2年度から施行された高等教育の修学支援新制度の対象となっており、一定の要件を満たすことの確認を受けた専修学校（専門課程）の一定の要件を満たす生徒については本制度の支援対象となります。

また、グローバル化の進展や産業の高度化・複雑化が進展していく中、職業に結び付く実践的な職業人の育成に努めるとともに、社会人の学び直しを推進するなど、専門学校に求められる役割もより一層大きくなっています。こうした中で、専門学校の教育の質の保証・向上を図り、高等教育段階の職業教育としての位置づけを明確化することを目的とする「学校教育法の一部を改正する法律案」が令和6年6月7日に成立しました（8年4月1日施行）。

本法及び関連の法令では、専門学校において、より専門的、実践的な教育等を受けることができるよう、専門学校に専攻科を設置できるようにするとともに、入学資格の見直し等により専門学校の高等教育段階の職業教育機関としての位置づけの明確化を図ることとしています。また、専門課程における修了要件に関し、これまで授業時数を原則とし、単位数も可としていたところ、大学等と同様に単位制に限ることとするとともに、「専門士」の称号に係る法律上の規定の創設による専門学校卒業者の社会的評価の向上や、大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け及び外部の識見を有する者による評価（第三者評価）の努力義務化による専門学校の教育の質の保証・向上を図ることとしています（図表2-1-7）。

図表2-1-7 学校教育法改正法の概要

学校教育法の一部を改正する法律案の概要	
趣旨	専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。 人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専修学校における教育の充実を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。
概要	大学等との制度的整合性を高めるための措置 ① 専修学校の専門課程の入学資格について、大学の入学資格と同様の規定とする。 ※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「<u>準ずる学力があると認められた者</u>」から、高等学校等を卒業した者と「<u>同等以上の学力があると認められた者</u>」に改める。 ※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「<u>学生</u>」に改める。 ② 専修学校となるために最低限必要な学習時間に関する基準を、大学・高等専門学校と同様に「単位数」により定めることができるようにする。 専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置 ③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとする。 ※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。 ※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。 ④ 特定専門課程の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該修了者は専門士と称することができることとする。 教育の質の保証を図るための措置 ⑤ 専門課程を置く専修学校に大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務を定める。
施行日	令和8年4月1日

高等専修学校に対しては、令和6年度補正予算で、ICTを活用した理系教育プログラムの開発・実施に必要な環境整備を行うための経費を補助するとともに、7年度より、私立専修学校高等課程における特別の支援を要する生徒や不登校の生徒への支援のために追加的に必要となる経費に対する都道府県補助について、特別交付税措置を講じました。

このほか、様々な予算事業等による支援等を通じて、専修学校教育の更なる充実及び魅力の向上を図っていきます。

4 多様な学習機会の提供

（1）放送大学の充実・整備

放送大学は、いつでもどこでも学ぶことができるよう、BS放送（テレビ・ラジオ）やインターネットの活用等により、大学教育の機会を幅広く提供しています。また、全国に「学習センター」等を設置して学生の学習活動を支援するとともに、地域の生涯学習の振興にも寄与していま

す。令和7年度第2学期現在で学部・大学院を合わせて約8.6万人が在籍しており、これまでに延べ194万人以上の学生が学び、15万人を超える卒業生を送り出してきました。放送大学の学生は職業・年齢も多様であり、学生の有職率は約7割です。心身に障害がある学生も800人以上在籍しており、字幕放送や印刷教材テキストデータの提供等を通じて障害者が学びやすい環境を整えているほか、知的障害のある人やその支援者への生涯学習支援につながる学習コンテンツの公開・普及を進めています。

放送大学は、学部・大学院を合わせて400を超える授業科目を開設しており、学生は各自の学習目的に合わせて授業科目を選択することができ、1科目から学ぶこともできます。また、特定分野の履修証明制度による多様な学習需要への対応や、Web単位認定試験の実施等による利便性の高い学習環境の整備を行っています。加えて、デジタル社会で必要とされる数理・データサイエンス・AIに関するインターネット配信公開講座の配信や、社会的に関心の高い様々なテーマの番組放送等を行うことで、人生100年時代を見据えた生涯にわたる学習の一層の充実に取り組んでいます。

（2）大学、専修学校等における学習機会の提供

大学や専修学校等は、前述のように社会人を含む様々な学生等を受け入れているほか、公開講座やセミナー等を通じて地域の人々に多様な学習機会を提供する役割を担っています。

（3）社会教育施設等における学習機会の提供

公民館（公民館類似施設含む。）は、地域住民にとって身近な学習拠点であり、令和6年度社会教育調査によると、全国で約29万2,000講座が開設され、約622万8,000人が教養や体育・レクリエーション、家庭教育、職業知識・技能等の学習活動に参加しています。

また、図書館や博物館、生涯学習センター、青少年教育施設、女性教育施設においても施設の特徴を生かした様々な学習機会が提供されており、国民一人一人の生涯を通して学びを支援しています。

（4）社会通信教育、民間教育事業者等との連携

文部科学省は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育のうち社会教育上奨励すべきものを認定し、その普及・奨励を図っています。令和8年3月末現在、文部科学省認定社会通信教育は22団体101課程であり、7年における1年間の延べ受講者数は約4万人となっています。また、優れた民間教育事業への後援や表彰等、民間教育団体の取組の活性化を図っています。

5 学習成果の評価・活用

（1）学校外における学修の単位認定

高等学校では、生徒の能力・適性、興味・関心などが多様化している実態を考慮し、選択の幅を広げる観点から、生徒の在学する高等学校での学習の成果に加えて、①大学、高等専門学校、専修学校などにおける学修、②知識・技能審査の成果に関する学修、③ボランティア活動、就業体験活動（インターンシップ）等、④高等学校卒業程度認定試験の合格科目に関する学修等、在学する高等学校以外の場における学修の成果について、各高等学校の判断によって学校の科目の履修とみなし、単位を与えることが可能となっています。令和3年度は、①大学、高等専門学校、専修学校などにおける学修については266校、②知識・技能審査の成果に関する学修については1,014校、③ボランティア活動、就業体験活動（インターンシップ）等については371校、④高等学校卒業程度認定試験の合格科目に関する学修については305校が単位認定を行っています。

また、大学等（大学、高等専門学校、専門学校）は、教育内容の充実に資するため、大学等における教育に相当する学修など大学等以外の教育施設等における学修について、当該大学等における単位として認定できることとされており、令和5年度は536大学（全体の70.3%）がこれを活用しています。

（2）高等学校卒業程度認定試験

高等学校卒業程度認定試験は、高等学校を卒業していない者等に対して高等学校卒業者と同等以上の学力があることを認定する試験です。この試験の合格者には、大学等の入学資格が付与されます。令和7年度における延べ出願者数は1万9,050人、受験者数は1万6,820人、合格者数は7,937人となっています。出願者のうち約半数となる47.7%を高等学校中途退学者が占めており、本試験が中途退学者等の再挑戦の機会となっていることが分かります。試験合格者のおよそ半数は大学等に進学していますが、この試験は、就職等の機会に学力を証明する手段としても活用されています。文部科学省では、採用試験や採用後の処遇において高等学校の卒業者と同等に扱われるよう、文部科学省ウェブサイトやパンフレット、ポスターの配布等によって制度の周知に努めています。

（3）大学改革支援・学位授与機構による学位授与

大学改革支援・学位授与機構は、大学・大学院の正規の課程を修了してはいないものの、大学・大学院を卒業又は修了した者と同等以上の学力を有すると認められる者に対して、高等教育段階の様々な学修成果を評価し、学位を授

与しています。平成27年度からは、大学と同等の教育課程において学修指導が行われていると同機構が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対して学位（学士）を授与する新たな制度を設けました。令和7年度末までに、①短期大学、高等専門学校卒業生などが大学、専攻科において更に一定の学修を行った場合に当たる者として延べ7万1,168人に、②同機構が認定する教育施設（省庁大学校）の課程の修了者に当たる者として延べ3万8,216人に、学位を授与しています。

（4）検定試験の質の向上、学習履歴のデジタル化等

民間の団体（検定事業者）が、受検者の学習成果を測るために行う検定試験は、法令等に基づくものではありませんが、全国で実施され多数の受検者が参加するものや、専門的な知識・技能を測るために特定の受検者を対象に実施されるもの、各地域における文化活動や観光産業等の活性化を目的としたものなど様々な規模・内容で実施されています。こうした検定試験によって測られる学習成果が適切に評価され、学校や職場、地域社会などで生かされるためには、検定試験の質の向上と信頼性の確保が重要です。

文部科学省は、検定試験に関する評価や情報公開の取組を促進するため、平成29年10月に「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン」を取りまとめました。ガイドラインでは、検定試験の評価手法、評価

の視点や内容、情報公開が望まれる項目などが検定事業者の自主的な取組の目安として示されています。

また、本ガイドラインを踏まえた自己評価や第三者評価の普及・定着を促進するための第三者評価に関する調査研究を実施し、これを受け、検定試験の自己評価の実施を前提としてNPO法人全国検定振興機構において、検定試験の第三者評価が行われています。今後も、検定試験の質保証の取組について、関係団体とも連携しつつ、普及していきます。

生涯学習や学び直しに対するモチベーション向上や、その成果の適切な評価・活用にあたっては、学習履歴のデジタル化や可視化が有効と考えられます。令和5年度以降、デジタルバッジを活用した生涯学習の学習履歴の活用に関する調査研究を実施し、国内におけるデジタルバッジの普及状況の把握と、教育分野における活用を進めていく上での課題等について検討を行っています。7年度事業においては、国内外におけるデジタルバッジの普及状況及び阻害要因の把握と分析、デジタルバッジ発行団体における取組状況やデジタルバッジ受領者の行動変容に関する調査、教育機関や自治体等での活用促進に向けた方策等の検討を行うとともに、PR資料の作成を行いました。今後も、生涯学習分野における学習履歴活用の普及や、学習成果に基づくネットワーク構築の検討に取り組んでいきます。

第5節 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

1 少子化対策

我が国の深刻な課題である少子化問題に関し、政府は次世代育成支援対策推進法や少子化社会対策基本法等を踏まえ対策を推進しています。文部科学省では、①教育の無償化・負担軽減、②認定こども園の設置・移行支援や幼稚園等における預かり保育・子育て支援の充実、③地域住民等の参画によるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）^{*10}と地域学校協働活動^{*11}の一体的推進、④保護者に対する学習機会の提供などによる家庭教育支援といった地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備等に取り組んでいます。

特に①については、令和元年10月の消費税率10%への引上げに伴う税収の増加分を活用し、幼児教育・保育の無償化を同年10月から、高等教育の修学支援新制度を2年4月から、それぞれ実施しています。

また、我が国のこども・子育て政策を抜本的に強化し、

少子化の傾向を反転させるため、令和5年4月から内閣総理大臣を議長とするこども未来戦略会議において議論が行われ、同年12月22日に「こども未来戦略」が閣議決定されました。少子化対策において、教育の果たす役割は非常に重要であることから、本戦略には高等教育費の負担軽減等の教育に関する内容が盛り込まれています。本戦略に基づき、7年度からは、多子世帯の学生については、所得制限なく、国が定める一定の額まで授業料・入学金を減免しています。さらに、内閣総理大臣からの諮問に基づき、こども家庭審議会においてこどもや若者、子育て当事者の視点に立って議論が進められ、「こども未来戦略」と同日に、少子化対策を含むこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」も閣議決定されました。文部科学省としては、これらを踏まえ、こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携・協力しながら必要な取組を進めていきます。

*10 保護者・地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会を設置した学校（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）第47条の5）のこと。

*11 幅広い地域住民等の参画を得て、学校と地域が連携・協働して行う学校内外の活動（社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7）のこと。

2 意欲ある高齢者の能力発揮を可能とする高齢社会への対応

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習活動や社会参加活動を通じた心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、就業を継続したり日常生活を送ったりする上でも社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要となります。また、一人暮らし高齢者の増加も背景に、地域社会において多世代が交流することの意義が再認識されています。文部科学省では、高齢社会への対応に資する取組を推進するため、地域の多様な主体の対話・協議による学びを通じた課題解決や活性化が持続的に行われるための方策や、高齢者の社会参画促進のためのノウハウなどについて、普及・啓発に努めています。

3 人権教育の推進

文部科学省は、日本国憲法及び教育基本法 の精神にのっとり、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めています。学校教育については、学校における人権教育の在り方等に関する調査研究とその成果の普及等によって、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を支援しています。社会教育については、社会教育主事の養成講習において、人権問題などの現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っており、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座が開設され、各地域の実情に即した人権教育が推進されるよう促しています。

また、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）等を踏まえ、ハンセン病の元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、文部科学省に「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」を設置し、有識者からの意見聴取や現地視察等を行いつつハンセン病に対する偏見・差別の解消に向けた取組に関する検討を行っています。さらに、厚生労働省において開催された「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」で出された提言を踏まえ、厚生労働省、法務省、文部科学省と統一交渉団等による実務者協議を開催して議論を行っており、引き続き関係省庁とも連携しながら、取組の一層の充実を図っていきます。

さらに、令和6年7月3日の旧優生保護法国家賠償請求訴訟の最高裁判決を受け、政府において「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」を策定したところであり、文部科学省としても関係省庁と連携して取組を進めていきます。

4 男女共同参画社会の形成に向けた取組

男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題であり、男女共同参画社会基本法や「男女共同参画基本計画」等に基づき、政府において総合的かつ計画的な取組を進めています。文部科学省は、「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年3月13日閣議決定）に示された施策等に基づき、男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実を推進しています。

（1）男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

学校教育については、小・中・高等学校において、児童生徒の発達の段階に応じて男女の平等や相互の理解と協力について適切に指導が行われるとともに、男女が共に各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力と態度を身に付けられるような進路指導が行われるよう努めています。

また、教育委員会や学校等に対し、学校現場において男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教育を推進するための授業等で活用できる教材、指導の手引き及び保護者向けの啓発資料や、初任者研修や校内研修等において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを払拭するための教員研修プログラムの活用を促しています。

社会教育については、男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくための学習機会の充実を図っています。令和2年度から開始した「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」では、多様な年代の女性の社会参画を支援するため、大学や企業、女性教育関係団体等が連携し、キャリアアップ・キャリアチェンジ等に向けた学習プログラムの提供等、女性のチャレンジを総合的に支援するモデルの構築や全国シンポジウムを開催するなどの取組を行いました。

（2）国立女性教育会館における活動

国立女性教育会館（NWEC：ヌエック）は、「研修」、「調査研究」、「広報・情報発信」、「国際貢献」の四つの機能を有機的に連携させつつ各事業を展開し、男女平等意識の涵養や女性問題解決に資する教育を進めています。

令和7年度には、女性団体、男女共同参画センター、地方公共団体、初等中等教育機関及び教育委員会、大学等の高等教育機関、企業等に対し、それぞれの分野における男女共同参画推進リーダー等を対象としたオンライン及び集合研修を実施するとともに、これらの機関や組織間のネットワーク形成を支援しました。また、引き続き同会館主催研修の一部にeラーニングを取り入れるとともに、あわせ

て、これまでに実施した研修やセミナーの様子をウェブサイトで配信しています。

さらに、研修プログラムの開発・実施の土台となる専門情報の収集・提供の充実を図るため、施設内の女性教育情報センターや女性情報ポータルサイト Winet、広報媒体（メールマガジン、SNS等）等において企業や大学等の男女共同参画の取組に資する情報収集・発信を重点的に行いました。

これらに加え、女性の人権やエンパワーメントに係る課題について理解を深める国際貢献の取組として、「テクノロジーを悪用したジェンダーに基づく暴力への対応」をテーマとした「NWECCグローバルセミナー」や人身取引、ジェンダーに基づく暴力の撤廃をテーマにした国際研修を実施しました。また、毎年11月に実施されている「女性に対する暴力をなくす運動」期間において敷地内本館のパープル・ライトアップを実施し、女性に対する暴力の防止をアピールしました。

5 性犯罪・性暴力対策の推進

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

政府においては、令和2年6月11日に「性犯罪・性暴

力対策の強化の方針」、5年3月30日に「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、6年4月25日に「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」を取りまとめました。文部科学省では、子供を性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の推進や、学校等で相談を受ける体制の強化、児童生徒等に対して性暴力等を行った教育職員等の厳正な処分^{*12}等に取り組んでいます。

「生命（いのち）の安全教育」については、令和3年4月に、幼児期・小学校・中学校・高校と、それぞれの子供の発達段階に応じて各学校等の授業等で活用可能な教材や指導の手引き、大学生・一般向けの啓発資料等を公表^{*13}しました。また教員向け研修動画及び児童生徒向け動画教材の活用等や「生徒指導提要（改訂版）」（4年12月）において、性犯罪・性暴力に関する課題未然防止教育として、「生命（いのち）の安全教育」の実施を位置づけていること等について、様々な機会を通じて周知しています。7年度は、全国の学校等において「生命（いのち）の安全教育」の実施が更に推進されるよう、教育委員会等において全校実施を目指す取組の支援や、幼児児童生徒の発達段階に応じ、学校等の指導・啓発の参考となるよう指導例動画を作成し公表しました。また、「生命（いのち）の安全教育」教材及び指導の手引きについて、社会情勢の変化や学校現場の意見等を踏まえ、より現場のニーズに対応できるよう教材等の充実・改善を図りました。

*12 参照：第2部第2章第13節 2（3）

*13 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導の手引きの拡充・改訂について

文部科学省では、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者のいずれにもさせないための「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、全国展開を図っています。「生命（いのち）の安全教育」は令和3年4月の公表から5年を迎えたところですが、既に「生命（いのち）の安全教育」に取り組む学校現場の声や、昨今の社会情勢の変化等を踏まえつつ、教材及び指導の手引きの拡充・改訂を実施し、令和8年3月末に公開したところです。

今回の教材等の拡充・改訂のポイントは次のとおりです。

- ① 令和5年7月の刑法改正により、強制わいせつ罪や強制性交等罪等の構成要件や罪名が見直され、『不同意わいせつ罪』『不同意性交等罪』となりました。被害者の同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態で行われたわいせつ行為や性交等は処罰され得るという点について、「性的同意」という概念を理解する必要があることから、幼児期や小学校低学年から「自分の体も、相手の体も大事」「嫌な気持ちになる場面では嫌と言う」など「同意の基本を学ぶ」といった内容を盛り込み、さらに中高生において「性的同意」に発展させるような構成としています。
- ② 家族や教員など、身近な存在からの性暴力の事案が後を絶ちません。男性が男児に危害を加えるといった、性差に関わらず性被害が発生している状況もあり、多様な性暴力等があることを認識する必要があります。そのため、今回の改訂版では、例えば手引きの概論において、「推進にあたっては、家族や親戚、学校関係者、友人や

知人等の身近な者からの性暴力が年齢や性別に関わりなく起きていること等を十分に認識しつつ、学校、地域の実情や、発達の段階を踏まえた指導を行う」ことを追記し、改めて意識して取り組むことを促すなど、記載の充実を図っています。また、教材に使われているイラストにおいても、例えば同級生や同性間の暴力などについても教えることができるよう、複数のパターンのスライドを選択できるよう用意しました。

- ③ このほか、小学校高学年ではインターネットやSNS等を介した性暴力被害「デジタル性暴力」を未然に防ぐため、事例を通して安全にインターネットを利用することについて理解する内容を、中学校・高等学校では、性的ディープフェイクについて、本人が何もしなくても被害者になってしまうことや、加害者側の視点から、画像加工やSNS等での拡散が犯罪につながることを学ぶ内容等を盛り込むなど、各学校段階で「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導の手引きについて拡充・改訂等を行っております。

文部科学省としては、性犯罪・性暴力の防止のため、今後も「生命（いのち）の安全教育」の普及・展開に努めてまいります。

※「生命（いのち）の安全教育」の教材・指導の手引き等を掲載していますので、ご活用ください。
(文部科学省ウェブサイト https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)



6 児童虐待の防止

児童虐待の防止については、政府全体で様々な施策の推進を図っていますが、痛ましい事件はあとを絶ちません。全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数が令和6年度には22万3,691件となるなど、児童虐待は依然として社会全体で早急に取り組むべき課題です。

児童虐待の未然防止や、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童生徒の支援については、家庭・学校・地域社会・関係機関が緊密に連携する必要があります。文部科学省はこれまで、学校教育関係者や社会教育関係者に対する児童相談所への通告義務や関係機関との連携等を図る上での留意点等の周知、教職員の対応スキルの向上を図るための研修教材の作成・配布などを行ってきたほか、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用した学校における教育相談体制の整備、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援に関する取組の充実に取り組んでいます。

また、平成30年3月に東京都目黒区で発生した女児が虐待を受けて亡くなった児童虐待事案も受け、同年6月には「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）が開催され、同年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（以下「緊急総合対策」という。）が取りまとめられました。31年1月には、千葉県野田市において児童虐待が疑われる小学校4年生の死亡事案が発生したことを受け、同年2月、関係閣僚会議において「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（以下「更なる徹底・強化」という。）が決定され、同年3月には、児童虐待防止対策のための制度改正や「緊急総合対策」「更なる徹底・強化」等のこれまでの取組の実施について改めて徹底するため、関係閣僚会議において「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（以下「抜本的強化」という。）が決定されました。

文部科学省としても、本事案における課題をしっかりと検証した上で、関係機関とも連携しつつ、再発防止策を講ずるため、文部科学副大臣を主査とする「千葉県野田市における小学4年生死亡事案に関するタスクフォース」を開催し、児童虐待事案に係る情報の管理及び関係機関間の連携に関する新たなルールを各都道府県教育委員会等に通知したほか、令和元年5月には、学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（8年5月第二次改訂）を作成し、公表しました。

また、抜本的強化を受け、2年1月には、具体的な虐待対応のケースを取り上げ、必要な対応のポイントや関係法令を解説した「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を作成し、公表しました。さらに、地域における児童虐待の未然防止・早期発見の取組に資するよう、元年8月には、抜本的強化を踏まえ、地域で活動する家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者に向けて、児童虐待への対応に関して留意すべき事項等を取りまとめた「児童虐待への対応のポイント」（7年11月改訂）を作成し、関係者に周知しました（図表2-1-8）。

図表2-1-8

QRコード児童虐待への対応のポイント



また、一部規定を除き、令和6年4月から施行された児童福祉法等の一部を改正する法律により、妊娠婦・子育て世帯・こどもに対して母子保健と児童福祉が一体となって包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となり、保育所や学校など地域の関係機関と連携した支援が一層強化されることとなりました。要保護児童対策地域協議会や児童相談所において児童虐待相談として扱われている家庭の児童生徒については、こども家庭庁「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（令和5年8月4日付けこ成保123号、こ支虐117号）に基づき、市町村や児童相談所から学校等への依頼に応じた定期的な情報提供が円滑になされるよう、文部科学省としても連携して、本通知における「気づきのポイント情報提供ツール」（「虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（要支援児童等）の様子や状況例」等）を各教育委員会を通じて全国の学校に周知してきました。

さらに令和4年12月には、いわゆる「宗教二世」の方々からの相談を含め、宗教に関する相談に対して、児童相談所等の虐待対応の現場において適切に対応できるよう厚生労働省^{*14}が児童虐待に当たる事例や児童相談所等が対応に当たった留意点等を整理したQ&Aを作成しました。これを受けて、文部科学省においても学校において、宗教に関することのみを理由として消極的な対応をすることがなくQ&Aを活用して必要な支援を行うように周知しました。

* 14 現在は、こども家庭庁に移管

加えて、令和7年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に合わせて、全国の家・学校・地域の関係者や子供たちに向けて児童虐待の防止に向けた周知・啓発を行いました。

文部科学省としては、引き続き、①専門スタッフの配置等による学校・教育委員会の体制強化、②学校・教育委員会と児童相談所、警察等の関係機関との連携強化等の子供たちを守り通すための取組を一層強化するとともに、③地域全体で子供たちを見守り育てるための取組を推進していきます。

7 こどもの貧困対策の推進

平成26年1月のこどもの貧困対策の推進に関する法律施行以降、政府としては、こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境の整備に努めてきたところです。

令和5年12月には「こども基本法」に基づき政府全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が策定されました。こども大綱においては、こどもの貧困を解消し、貧困による様々な困難をこどもたちが強いられないような社会を作るために、教育の支援や経済的支援を進めるほか、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進すること等が盛り込まれています。

また、令和6年6月には、こどもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称が改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれています。

文部科学省としては、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援、高等教育の修学支援新制度等により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートの強化、こどもが安心して多様な体験・遊びができる機会や学習する機会を確保し、必要な場合に支援につなげるための取組の促進等に引き続き取り組んでいきます。

8 主権者教育の推進

平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。これにより、未来の日本の在り方を決める政治に、より多くの世代の声を反映することが可能となりました。一方で、これまで以上に、国家・社会の形成者としての意識を醸成するとともに、自身が課題を多面的・多角的に考え、

自分なりの考えを作っていく力を育むことが重要となっています。

文部科学省では、単に政治の仕組みについての必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む主権者教育を推進しています。

具体的には、現行の小・中・高等学校の学習指導要領において、関連する教科等における主権者教育の充実を図っています。特に、高等学校では、必修教科目の「公共」において、現代社会の諸課題を捉え、その解決に向けて、社会に参画する主体として自立することや他者と協働してよりよい社会を形成することについて、考察し、選択・判断する力を育むこととしています。

また、学校における指導の充実に資するよう、各教育委員会の指導主事等を対象とした会議等の場を通じて、学習指導要領の趣旨の周知徹底を図っているほか、主権者として必要な力の育成に係る教育の一層の充実を図るための実践研究、総務省と連携した政治や選挙等に関する副教材等の全国の高等学校等への配布、小・中学校向け主権者教育指導資料の公表等の取組を行っています。

大学等についても、「住民票の異動及び投票方法に係る周知啓発等について（依頼）」（令和7年12月26日付け高等教育局長通知）を通じ、進学や就職等で引っ越しをした場合における住民票の異動と投票方法、キャンパス内の期日前投票所の設置や移動期日前投票所の取組に係る周知を行いました。

9 消費者教育の推進

消費者をめぐる問題が複雑化・高度化する中、消費者被害防止の観点だけでなく、様々な情報の中から必要なものを取捨選択し、適切な意思決定や消費行動を選択し、意見を表明し行動することができる自立した消費者を育成する教育が重要です。

文部科学省では、消費者教育の推進に関する法律及びこれに基づく「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定、令和5年3月28日最終変更）並びに「消費者基本計画」（7年3月18日閣議決定）を踏まえ、学校教育や社会教育における消費者教育を推進しています。

また、平成30年6月、成年年齢を引き下げる民法の一部を改正する法律が成立（令和4年4月1日施行）し、若年者に対する消費者教育の更なる充実が求められています。

そのため、消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁の関係4省庁において、平成30年度から3年間を集中強化期

間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(30年2月若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定、同年7月改定)を決定し、本プログラムに基づき、若年者に対する消費者教育の推進を図ってきました。令和4年度からは、「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針—消費者教育の実践・定着プラン—」(4年3月若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)に基づき、6年度までの3年間の計画期間の中で、高等学校段階のみならず、社会人も含めた若年者への切れ目のない消費者教育へと進展させ、消費者被害の状況等も踏まえつつ、成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けて関係4省庁が連携し、若年者への消費者教育に取り組みました。

学校における消費者教育については、小・中・高等学校を通じ、児童生徒の発達段階に応じて、関連する教科等において学習が行われています。また、各学校の指導の充実に資するよう、都道府県教育委員会等への委託事業等を通じて、好事例の共有を行っています。

あわせて、文部科学省の消費者教育に関する取組の成果を広く還元するとともに、多様な主体の連携と協働を促進する場として「消費者教育フェスタ」を開催しています。令和7年度は、奈良県奈良市と栃木県宇都宮市において、それぞれ「若者が起点となりすべての世代をつなぐインクルーシブな消費者教育の豊かなつながりを求めて—大学生による『共に学ぶ』消費者教育プロジェクトを全国へ—」及び「消費者教育と金融経済教育でつなぐお金の学び」をテーマとして、有識者による基調講演やグループディスカッション、実践者による事例報告などをオンラインと併用して実施しました。さらに、成年年齢の引下げやデジタル化の進展等、消費者を取り巻く環境の変化などを踏まえ、教育委員会や消費者行政部局、企業、大学、NPO法人、地域の関係者等の地域の多様な主体が連携・協働することにより、実践的で効果的な消費者教育を実施するためのモデルを構築する事業を2団体に委託して行いました。加えて、消費者教育の指導者用啓発資料等について啓発を行っているほか、地域における消費者教育が連携・協働により一層推進されるよう、消費者教育アドバイザーを9回派遣しました。

10 環境教育・環境学習の推進

地球温暖化や自然環境の破壊、資源エネルギー問題など地球規模での様々な課題がある中、エネルギーの効率的な利用など環境に対する負荷を軽減し、持続可能な社会を構築するため、国民一人一人が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。そのため、我が国は持続可能な

開発のための教育(ESD)の提唱国として、環境問題等を含む現代社会における地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付ける教育を推進しています。

また、文部科学省が環境省をはじめとした関係省庁と共管している「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」(令和6年5月閣議決定)の変更について閣議決定されました。国民がその発達段階に応じて、あらゆる機会に環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育や社会教育における環境教育の推進のために必要な施策に取り組んでいます。

学校における環境教育については、これまでも、小・中・高等学校を通じ、児童生徒の発達の段階に応じて、社会科や理科など教科等横断的な学習が行われています。

文部科学省では、環境教育を一層推進するための施策として、環境省との連携・協力により、教師等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する研修等を実施しています。また、「健全育成のための体験活動推進事業」において、児童生徒の健全育成を目的とした自然体験や農山漁村体験等における様々な宿泊体験活動を支援しています。

公立学校施設については、環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備を関係省庁と連携して推進しています。

さらに、社会教育については、公民館等の社会教育施設を中心として、地域における社会教育関係団体等が連携し、環境保全等の地域の課題を解決していくための取組について情報提供するなど、地域の教育力の向上を図っています。

11 読書活動の推進

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせないものです。文部科学省では、子どもの読書活動の推進に関する法律及び第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(令和5年3月28日閣議決定)(以下「第五次基本計画」という。)を踏まえ、9年度までに①子供の「不読率」(1か月に1冊も本を読まない子供の割合)の減少(小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下)、②市町村における「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定率の増加(市にあっては100%、町村にあっては80%以上)を目指して、広く読書活動に対する国民の関心と理解を深めるため、様々な施策を実施しています。

第五次基本計画では、全ての子供たちが読書活動の恩恵

を受けられるよう①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進を基本的方針とし、社会全体で子どもの読書活動を推進することとしています。

文部科学省では、第五次基本計画に基づき、「発達段階などに応じた読書活動推進事業」等や子供の読書に関する調査研究の実施、「子ども読書の日」（4月23日）を記念した「子どもの読書活動推進フォーラム」の開催、優れた読書活動を行っている学校・園・図書館・団体（個人）の文部科学大臣表彰を行っています。文部科学大臣表彰について、令和7年度は、学校・園171・図書館43・団体（個人）48の合計262件を表彰しました。受賞事例について

は「子ども読書の情報館」を活用した情報提供^{*15}を行っています。読書活動をはじめとする図書館の機能やサービスを一層充実させるため、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）を定め、子供のための施設・設備や読み聞かせ等のサービスの充実を促しています。

また、「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」においては、令和8年3月、「図書館が拓く未来の学びと地域社会（報告書）」が取りまとめられました。これを踏まえ、文部科学省では、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正など必要な取組を進めていきます。

第6節 社会教育の振興と地域全体で子供を育む環境づくり

1 社会教育の振興

（1）これからの社会教育の在り方

人生100年時代やSociety 5.0の到来、DXの急速な進展、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとする急速な社会経済環境の変化や取り組むべき課題の複雑化を受け、今後、我が国の地域社会においては、住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められています。また、各地域において地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが期待されているところです。こうした中で、地域における学びは、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成の促進、地域の持続的発展にも資することから、より一層重要になっています。

「第4期教育振興基本計画」では、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える土壌を耕しておくことが求められるとされ、持続的な地域コミュニティの基盤を形成するうえで社会教育の役割はより一層重要になっています。

令和6年6月、盛山文部科学大臣（当時）から中央教育審議会に対し、「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」の諮問が行われました。これを受け、生涯学習分科会の下に「社会教育の在り方に関する特別部会」が設置され、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について、8年秋頃を目途に答申をまとめる予定であり、この答申を踏まえ、文部科学省としては、社会教育の一層の振興に取り組んでいくこととしています。

（2）社会教育に関する専門的職員の充実

教育委員会事務局に置かれる社会教育に関する専門的職員である社会教育主事は、地域の学習課題を把握し、社会教育事業の企画・実施や、関係者への専門的技術的な助言と指導を関係各機関とのネットワークを効果的に活用して行うことによって、地域住民の自発的な学習活動や学習を通じた地域づくりの活動を支援する役割を果たしています。また、図書館及び博物館に置かれる専門的職員である司書及び学芸員は、利用者や地域住民の学習機会の充実を図り、学習活動の支援を行っています。

文部科学省では、現職の社会教育主事、司書、学芸員に対して、地域が抱える課題や地域住民の高度化・多様化する学習ニーズに対応した実践的な研修を実施することによって、これらの専門的職員の資質向上を図っています。また、職務を遂行するのに必要な専門的知識、技能をもった社会教育主事や司書を養成するため、大学等に委嘱して社会教育主事講習や司書講習を実施するほか、学芸員資格認定制度による資格付与を行っています。

社会教育主事の養成については、社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程の科目の改善を図るため、社会教育主事講習等規程の一部を改正し、「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、新課程の修了者は「社会教育士」と称することができることとしました（令和2年4月1日施行）。

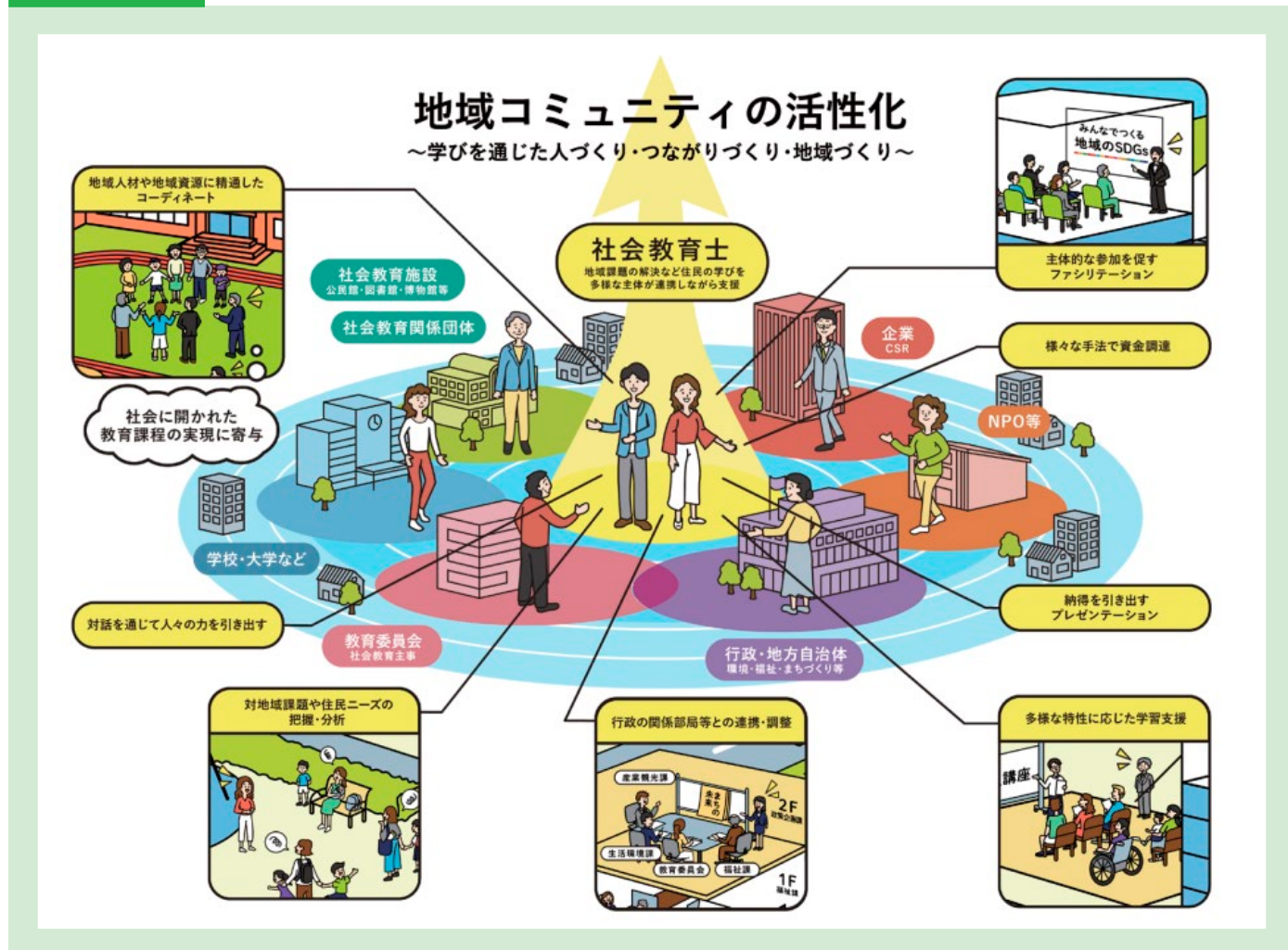
社会教育士には、地域学校協働活動の推進や社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等の地域コミュニティに関する多様な分野における学習を支援する活動を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことや、首長

* 15 参照： <https://www.kodomodokusyo.go.jp/>

部局やNPO法人、大学、企業等においても広く活用され、教育委員会事務局に置かれる社会教育主事を中心とした社

会教育行政の連携体制の構築に寄与することなどが期待されています（図表2-1-9）。

図表2-1-9 学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たす社会教育士



文部科学省では、社会教育人材の養成に係る改善方策として、社会教育士の称号の取得ニーズの増加を踏まえた社会教育主事講習や社会教育主事養成課程の新規開講の促進や更なる受講定員の拡大、社会教育主事講習のオンライン化やオンデマンド化など、多様で特色ある受講形態の促進による受講者の選択肢の拡大等に取り組んでいます。また、社会教育人材の活躍促進に係る改善方策として、地方公共団体における社会教育主事の配置促進、社会教育士の活躍事例の収集やロールモデルの提示、継続的な学習機会の確保及び社会教育人材のネットワーク化等に取り組んでいます。

2 社会教育施設を通じた様々な施策の展開

文部科学省では、「第4期教育振興基本計画」を踏まえて、公民館・図書館等の社会教育施設の機能強化に向けて、社会的包摂の実現や地域コミュニティづくり、地域課

題の解決等において社会教育施設が果たすべき役割を明確化し、社会教育施設の活性化に取り組むことなどにより、地域の教育力向上を図ることとしています。特に、公民館等における地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点から、子供の居場所としての活用、住民相互の学び合い・交流の促進、関連施設・施策や首長部局・学校・NPO法人・民間企業等との連携を推進しています。

(1) 公民館

公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点であるだけでなく、交流の場、地域コミュニティの形成の場として重要な役割を果たすとともに、地域の防災拠点としての役割も期待されています。令和6年10月現在、公民館（公民館類似施設含む。）は全国に約1万3,000館設置され、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた学級・講座の開設など様々な学習機会を提供しています。

文部科学省では、公民館職員専門講座や社会教育主事講

習等において、地域課題を解決するための活動の事例提供等により、公民館における取組が一層充実するよう努めています。また、特に事業内容・方法等に工夫を凝らし、地域住民の学習活動に大きく貢献していると認められる公民館（公民館と同等の社会教育活動を行う施設を含む）を優良公民館として表彰しており、第78回（令和7年度）優良公民館表彰においては、60館を表彰館として決定しました^{*16}。

（2）図書館

図書館は、人々の学習に必要な図書や様々な情報を収集・整理・提供する身近な社会教育施設です。令和6年10月現在の図書館数は、公立図書館が3,380館、私立図書館が20館となっています。文部科学省では、平成24年4月に図書館法施行規則の一部改正を行い、図書館を支える司書が地域社会の課題や人々の情報要求に対して的確に対応できるよう、大学における司書養成課程等の改善・充実を図りました。また、図書館職員の資質向上に向けて、司書等の研修の充実に努めています。

図書館には「地域の知の拠点」として、子供や高齢者など多様な利用者や住民の学習活動を支え、地域が抱える様々な課題解決の支援や地域の実情に応じた情報サービスの提供など幅広い観点から社会貢献や地域発展のために寄与することが期待されます。

令和6年12月より開催された「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」においては、公共図書館と学校図書館の今後の在り方について検討が行われ、8年3月、「図書館が拓く未来の学びと地域社会（報告書）」が

取りまとめられました。これを踏まえ、文部科学省では、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」や「学校図書館ガイドライン」の改正など必要な取組を進めていきます。

（3）博物館

第7章第5節を参照。

3 社会全体で子供たちの成長を支える取組の推進

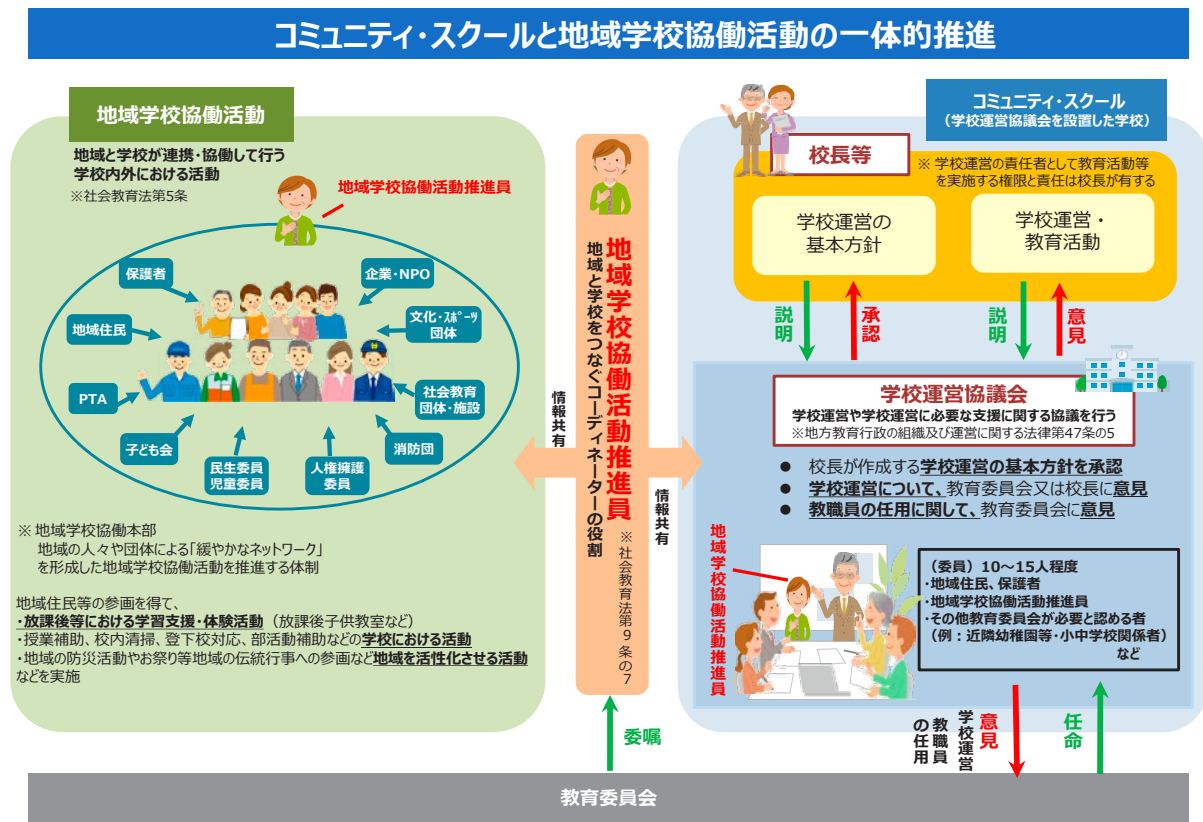
（1）地域と学校の連携・協働のための仕組み

子供たちを取り巻く様々な課題や地域の課題の解決のためには、学校と家庭、地域の連携・協働が重要です。このため、文部科学省では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と、社会教育法に基づく地域学校協働活動を一体的に推進しています。

コミュニティ・スクールは、「社会に開かれた教育課程」の実現はもとより、学校における働き方改革や不登校対策、地域防災の推進など、学校や地域を取り巻く課題解決のプラットフォームとなり得るものであり、今後の学校運営に欠かすことのできない仕組みです。「第4期教育振興基本計画」では、「全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する」こととしており、更なる導入の加速とともに、導入後の取組の質的向上を図っています（図表2-1-10）。

* 16 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00479.html

図表2-1-10 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



(2) 地域と学校の連携・協働の現状

コミュニティ・スクールの導入校数・導入率は近年、順調に伸びており、令和7年5月1日現在、全国の公立学校のうち2万2,009校（64.9%）になりました（図表2-1-11）。

また、地域学校協働活動を推進する体制である地域学校協働本部は2万2,693校（66.9%）に整備され、学校と多様な地域関係者をつなぐ地域学校協働活動推進員等^{*17}は、3万5,246人配置されています。文部科学省では、地域と学校の連携・協働を一層推進するため、次のよ

うな取組を実施しています。

- ①全国フォーラム（地域とともにある学校づくり推進フォーラム）や教育委員会担当者向け説明会・協議会等の開催
- ②豊富な知見を有するCSマイスターの教育委員会等への派遣
- ③地域学校協働活動推進員等の配置促進
- ④趣旨に賛同する多様な企業・団体等を「土曜学習応援団」として位置づけ、出前授業等の教育プログラムを提供する取組の実施

* 17 地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役。

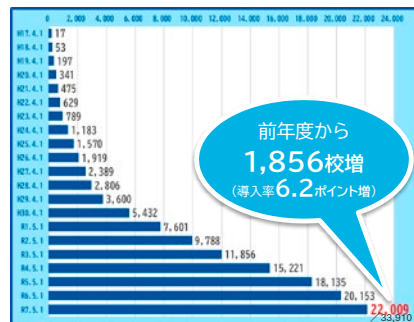
コミュニティ・スクールの導入状況 -学校数-

令和7年5月1日
時点コミュニティ・スクールを導入している学校数：**22,009**/33,910校

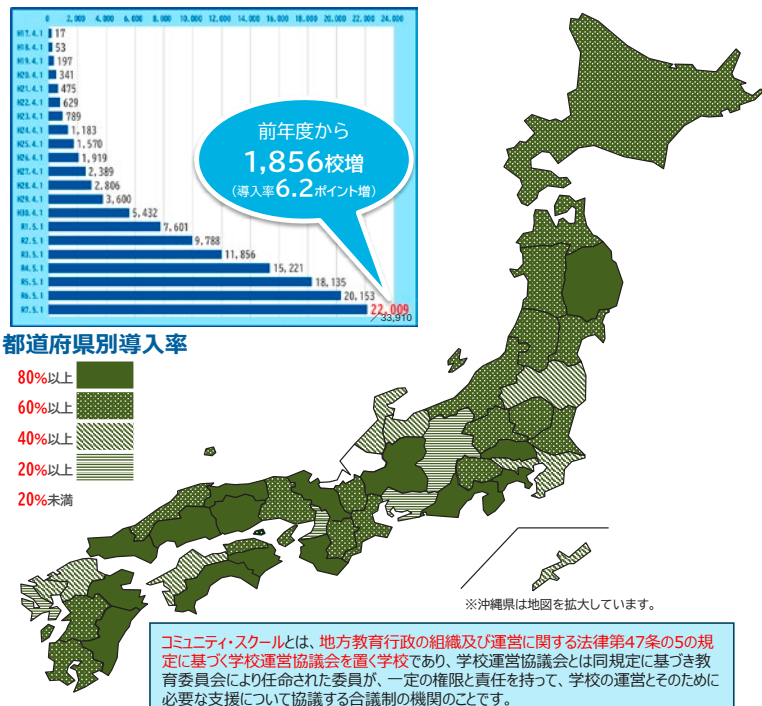
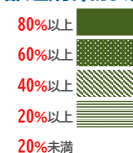
（学校運営協議会を設置している学校数）

全国の公立学校のうち、**64.9%**がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数



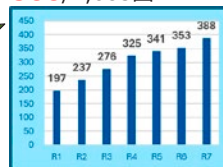
都道府県別導入率



校種別導入校数の推移

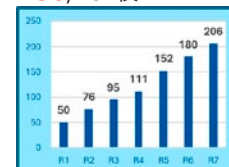
幼稚園

388/2,085園



義務教育学校

206/254校



小学校

12,979/18,073校



高等学校（中等教育学校含む）

1,499/3,458校



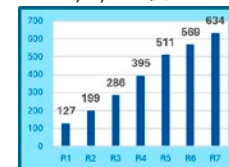
中学校

6,303/8,906校



特別支援学校

634/1,134校



(3) PTAや青少年教育団体等の実施する共済事業

PTAや青少年教育団体等は、PTA・青少年教育団体共済法に基づき、行政庁の認可を受けて、その主催する活動等における災害について共済事業を実施することができます。令和7年度末までに、全国で27団体が本法に基づく

共済事業の認可を受けています。文部科学省では、共済契約者等を保護する観点から、共済事業が適切かつ健全に実施されるよう、行政庁である都道府県教育委員会等に対し、実務研修動画の配信や情報提供等の支援に努めています。

第7節 家庭教育支援の推進と青少年の健やかな成長

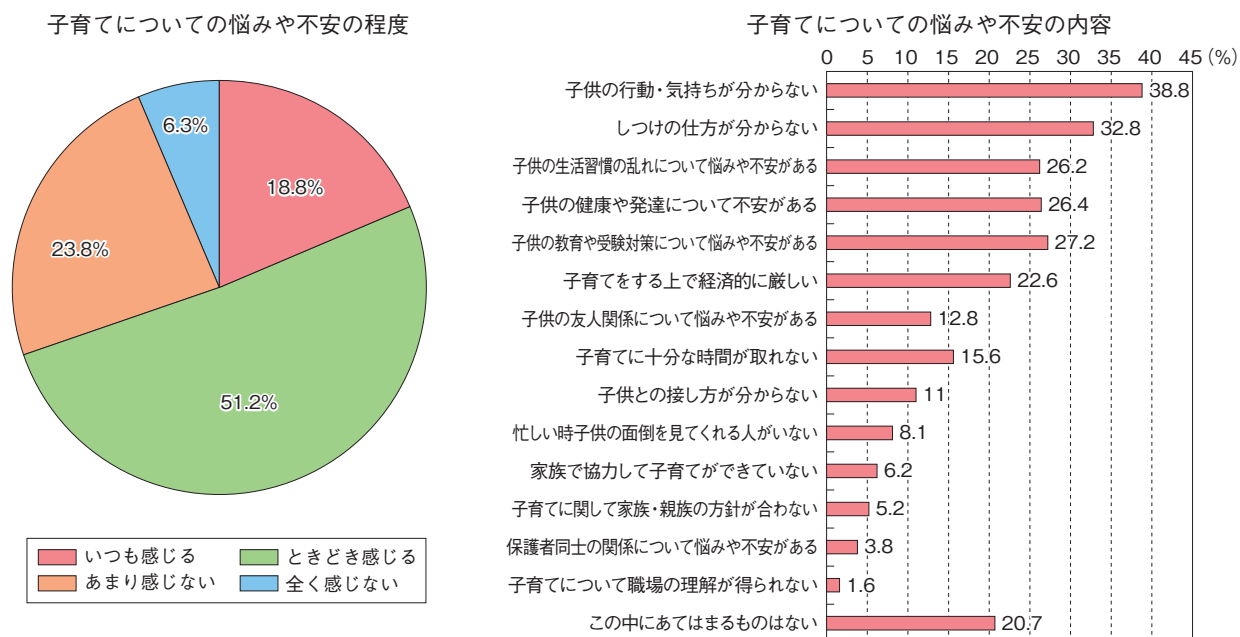
1 地域の多様な主体が連携協力した家庭教育支援の充実

(1) 家庭教育の現状と課題

家庭教育は、保護者が第一義的責任を有するものであり、子供の基本的な生活習慣や豊かな情操、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で重要です。一方、

共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化するとともに、児童虐待や不登校など子供の育ちをめぐる課題も懸念されています。こうした中、家庭教育に関する様々な悩みや不安を抱えつつ、地域社会から孤立し、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難であるなど、支援が届きにくい家庭も多くなっています（図表2-1-12）。

図表2-1-12 子育てについての悩みや不安



(出典) 令和6年度文部科学省委託調査「家庭教育推進のための調査研究（家庭教育についての保護者へのアンケート調査）事業」報告書

「第4期教育振興基本計画」では、家庭を取り巻く環境が変化する中、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっていることが指摘されており、文部科学省では、学校や子育て経験者をはじめとした地域人材など、地域の多様な主体が連携・協力した親子の育ちを応援する取組等を推進しています。

（2）家庭の教育力の向上に向けた取組の推進

文部科学省では、「地域における家庭教育支援基盤構築事業」により、身近な地域において保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者への学習機会や情報の提供、相談対応、アウトリーチ型の支援等、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う地方公共団体の取組を推進しています（令和8年3月末現在の「家庭教育支援チーム」数：1,305チーム（同事業により支援しているチーム数と登録制度により登録しているチーム数を合計し

たもの））。

（3）子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援の推進

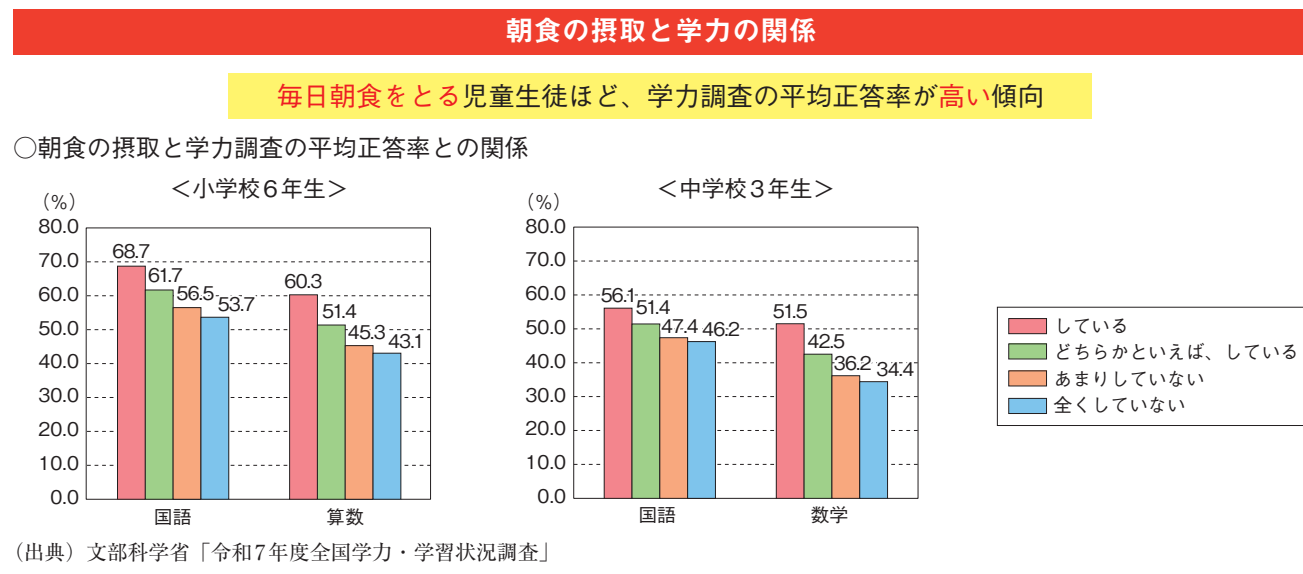
①子供の基本的な生活習慣の現状

子供たちが健やかに成長していくためには、規則正しい生活習慣を確立することが必要です。

令和7年度「全国学力・学習状況調査」によると、子供の睡眠習慣については、毎日、同じくらいの時刻に寝ている小学校6年生の割合は約82%、中学校3年生の割合は約81%、また、毎日、同じくらいの時刻に起きている小学校6年生の割合は約91%、中学校3年生の割合は約93%となっています。

さらに、同調査において、子供の朝食摂取については、朝食を毎日食べている小学校6年生の割合は約83%、中学校3年生の割合は約79%となっているほか、毎日朝食を食べる子供の方が、同調査の平均正答率が高い傾向にあります（図表2-1-13）。

図表2-1-13 朝食摂取と学力調査の平均正答率との関係



②「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

子供の生活習慣づくりについて、社会全体の問題として子供たちの生活リズムの向上を図っていくため、平成18年4月に「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が発足されて以降、文部科学省は同協議会と連携して、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を継続的に推進しています。具体的にはPTAをはじめ、経済界、メディア、有識者、市民活動団体、教育・スポーツ・文化関係団体、読書・食育推進団体、行政などの参加を得て、全国において、子供の基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動を展開しています。

同協議会では、ウェブサイトによる情報提供も行っており^{*18}、規則正しい生活習慣の重要性を広く普及・啓発しています（図表2-1-14）。

図表2-1-14 QRコード「早寝早起き朝ごはん」全国協議会



文部科学省では、子供の生活習慣づくりに資するよう、隔年で、「優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰」を行っています。令和6年度は、44活動を表彰し、表彰を受けた活動の概要をまとめた資料を文部科学省のウェブサイトで公表しています。

さらに、国立青少年教育振興機構においては、文部科学省と連携協力して、平成29年度から「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するための「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業を実施するとともに、中学生の基本的な生活習慣の維持・定着・向上を図るための「早寝早起き朝ごはん」推進校事業を実施しています。

また、令和8年3月に、運動開始20周年を記念し、記念誌の作成や記念式典・フォーラムを開催しました。

2 青少年の健全育成の推進

（1）青少年の体験活動の推進

①学校・家庭・地域における体験活動の推進

令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」においては、青少年の体験活動の機会の充実のため、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組むとともに、指導者の資質の向上や青少年教育施設の効果的な利活用に取り組むこととしています。

また、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」においては、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出するとともに、地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮することとしています。

これらの計画・大綱を踏まえ、文部科学省は、体験活動の重要性等について普及・啓発を行うとともに、学校・家庭・地域における体験活動を推進しています。具体的に

* 18 参照： <https://www.hayanehayaoki.jp/>

は、体験活動に関する普及啓発や調査研究を実施し、長期自然体験活動プログラムの構築を図るとともに、青少年の体験活動に関する優れた取組を行っている企業の表彰を行っています。

さらに、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、「健全育成のための体験活動推進事業」を実施し、学校による宿泊体験活動の取組を支援するとともに、内閣官房、総務省、農林水産省、環境省と連携して子供の農山漁村宿泊体験などを推進しています。

②青少年の国際交流の推進

文部科学省は、青少年の国際的視野の醸成などを図るため、次代を担う青少年等の海外派遣及び日本への受入れを行う「青少年国際交流推進事業」を実施し、日独及び日韓の青少年が様々なテーマにおいて交流を行い、相互理解の促進を図っています。令和7年度においては、若者が活躍する社会等のテーマで交流を行いました。

国立青少年教育振興機構においても、令和7年度は日中韓の小学4年生から6年生100人を対象とした「日中韓子ども童話交流事業」を中国で開催したほか、「ミクロネシア諸島自然体験交流事業」で日本とミクロネシア諸島の小学5年生から中学2年生の相互交流を行うなど、様々な青少年の国際交流推進事業を実施しています。

(2) 国立青少年教育振興機構を中心とした体験活動の推進

①青少年教育施設における体験活動の推進

国立青少年教育振興機構では、全国28か所に設置する国立青少年教育施設において体験活動等の機会や場を提供するとともに、青少年教育指導者の養成及び資質向上等を行い、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図っています。また、社会全体で体験活動を推進する気運

を高めるため、青少年団体等と連携して「体験の風をおこそう」運動を推進しており、全国各地で体験活動に関する様々なイベントや全国的なフォーラムを実施し、体験活動の重要性を広く家庭や社会に発信しています。

②「子どもゆめ基金」助成事業

国立青少年教育振興機構では、「子どもゆめ基金」助成事業を通じて民間団体による様々な体験活動や読書活動等への支援を行っています。令和7年度は、3,863件の活動を採択しました。

(3) 青少年を有害情報から守るための取組の推進^{*19}

近年、スマートフォン等をはじめとした様々なインターネット接続機器の普及に伴い、SNS等の利用によるトラブルや犯罪被害の発生、長時間利用による生活リズムの乱れが深刻な問題となっています。文部科学省では、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」などに基づいて、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進しています。

(4) 依存症予防教育の推進

近年、飲酒、薬物、ギャンブル等に関する依存症等が社会的な問題となっており、将来的な依存症患者数の通減や青少年の健全育成を図る観点から、国、学校、地域が一体となって予防教育を行うことが必要となっています。

文部科学省は平成28年度から「依存症予防教育推進事業」を実施しており、厚生労働省との共催による全国的なシンポジウムを開催するとともに、社会教育施設等を活用した児童生徒、学生、保護者、地域住民向けの「依存症予防教室」等の取組を支援しています。

第8節 日本語教育の推進

1 外国人に対する日本語教育施策の推進

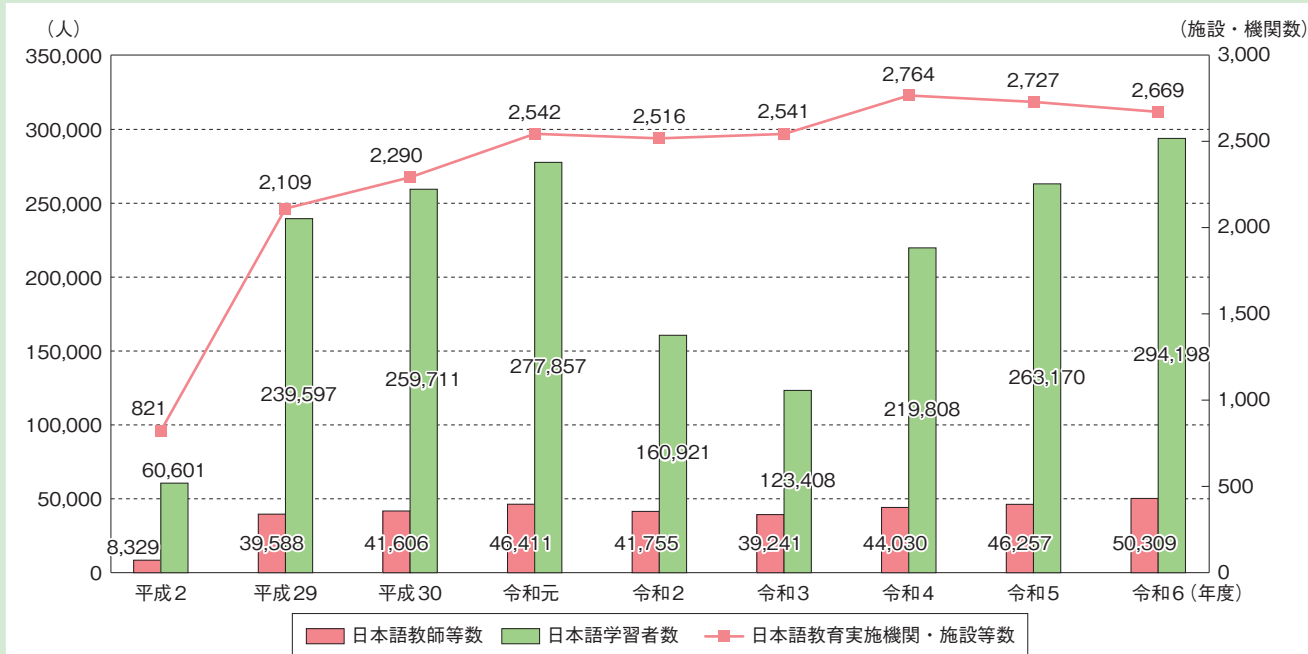
(1) 我が国における日本語教育をめぐる状況

我が国における在留外国人数は増加しており、約413万人に達しています（令和7年12月末現在、出入国在留

管理庁調べ）。また、国内の日本語学習者数は、約29万人（6年11月現在、文部科学省調べ）となっており、日本で暮らす多くの外国人が様々な目的で日本語を学んでいます（図表2-1-15）。

* 19 参照：第2部第9章第1節 7

図表2-1-15 日本語学習者数等



こうした背景の下、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、令和元年6月には日本語教育の推進に関する法律が成立するとともに、2年6月には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下、「基本方針」）が閣議決定され、7年9月には一部改定が行われました。

文部科学省では、日本語教育の推進に関する法律等に基づき、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境を整備するため、様々な取組を行っています。

（2）日本語教育の質の維持向上

我が国における日本語教育の質の維持向上のため、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年法律第41号。以下「日本語教育機関認定法」という。）が6年4月1日に施行されました。日本語教育機関認定法は、一定の要件を満たす日本語教育機関を文部科学大臣が認定する制度と、認定を受けた日本語教育機関（認定日本語教育機関）において日本語教育を行うための教員資格（登録日本語教員）を創設するものです。同法の施行に伴い、6年度から認定日本語教育機関の認定及び登録日本語教員の登録を開始しており、文部科学省が運営するウェブサイト「日本語教育機関認定法ポータル」において、認定日本語教育機関等の情報

を発信しています*²⁰。

認定日本語教育機関は、「日本語教育の参照枠」*²¹等に基づいた日本語教育課程を編成し、教育を実施することとされています。文部科学省では、こうした動きに併せて、令和7年度補正予算により「日本語教育ニーズの多様化を踏まえた教育カリキュラム編成・質向上支援事業」を実施し、認定日本語教育機関と企業等が連携した、教育カリキュラムの質向上に向けたモデルの構築・普及に取り組んでいます。

登録日本語教員をはじめとする日本語教育人材については、日本語教師の役割や活動分野等に応じた研修プログラムの開発・提供や、大学等を中心とする日本語教師養成・研修の地域的なネットワークの構築を通じた拠点整備等を実施しています。

そのほか、日本語教育に関する調査及び調査研究等を実施するとともに、文部科学省日本語教育大会等を通じて情報の発信・共有を行っています。

（3）全国的な日本語学習機会の確保

文部科学省では、国の基本的な方針を踏まえて、地方公共団体が地域の実情に応じた日本語教育の推進を図るため、「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」を実施し、都道府県・政令指定都市が実施する日本語教育の総合的な体制づくりを行う取組を支援していま

* 20 参照：https://www.nihongokyouiku.mext.go.jp/top

* 21 ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。

す。

また、「生活者としての外国人」のための日本語教室がない市区町村（以下「空白地域」という。）を対象とした日本語教室立ち上げを行うとともに、その方法を普及する「地域日本語教育スタートアッププログラム」や、日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」（通称：つなひろ）^{*22}（図表2-1-16）の運営等を推進していま

す。同サイトでは、空白地域に居住する外国人等を対象に、生活に役立つ日本語の学習機会を提供することを目的として、動画を中心とした日本語学習コンテンツを20言語で公開しています（令和8年3月現在）。

また、条約難民、第三国定住難民、補完的保護対象者に対する定住支援プログラムの一環として日本語教育プログラムを提供しています。

図表2-1-16 日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」



* 22 参照：https://tsunagarujp.mext.go.jp/